

アニメ聖地を活用した観光プロモーション動画の制作業務委託企画提案競技に関する質問への回答

質問項目	質問内容	回答
募集要項5 応募資格(2)	応募資格(2)にある『著作権元との取引実績』について、取引の対象となる業務内容は、提示されている埼玉県が舞台のアニメ作品に関連するものに限定されますか？あるいは、当該権利元企業の別アニメ作品に関しての業務取引実績でも問題ないのでしょうか？	権利元企業の別のアニメ作品に関する契約、取引実績でも問題ございません。
仕様書4(2) イ(オ)	埼玉特命観光大使の藤咲彩音氏の起用は必須、とあり、出演料も委託料に含めるとありますが、出演料の金額は決まっていますでしょうか。決まっていたら、公表いただくことは可能でしょうか？	こちらは藤咲彩音氏の所属する株式会社ディアステージ様にお問い合わせください。
仕様書4(1)	取り上げる作品に指定の本数はありますか？例えば1作品でも大丈夫でしょうか？	取り上げる作品数に指定はございませんが、埼玉県内の観光周遊を促進することが目的の事業でございますので、その点を踏まえてご提案ください。
募集要項5 応募資格(2)	応募資格(2)に定める「埼玉県が舞台となっているアニメの著作権元との取引、契約の実績」について、当該「著作権元」の定義を教示願います。 具体的には、以下のいずれのケースが実績として認められるでしょうか。 ①アニメ制作委員会との直接契約のみを指すのか。 ※この場合、当該アニメの制作委員会が既に運用されていない事例が多く、資格取得がかなり厳しくなる可	今回の募集要項の(2)の主旨としては、現在埼玉県に聖地のあるアニメの著作権を管理している事業者、もしくは製作委員会の著作権管理の窓口となっている事業者との契約、取引実績の有無を確認するものとなります。 したがって、③の原作関連の契約、取引実績については対象外となります。

	<p>能性がございます。</p> <p>②アニメ制作委員会を構成する代表幹事社や参画企業（放送局、広告代理店、メーカー等）のうち1社との取引・契約実績も含まれるのか。</p> <p>③アニメの原作を保有する出版社、権利窓口となっているエージェント、あるいは原作者等との直接の取引・契約実績も含まれるのか。</p>	
<p>募集要項5 応募資格（1）（2）</p>	<p>本業務において、複数の事業者による共同企業体(JV)での参加は可能でしょうか。また、JVでの参加が可能な場合、応募資格（1）「類似業務実績」および（2）「アニメ版權元との取引実績」の判定基準について教示願います。</p> <p>①JVの構成員のうち、少なくとも1社が要件を満たしていれば、応募資格を有すると認められるか。</p> <p>②あるいは、JVの代表者（幹事社）が、必ず全ての要件を満たしている必要があるか。</p>	<p>共同企業体での参加も可能となります。</p> <p>共同企業体により参加する場合は、応募資格（1）、（2）は構成する者の内いずれかの者が満たし、（3）は構成するも全ての者が満たしていることを要件とします。</p>